

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 7 年11月 7 日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和 7 年第17号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 7 年11月 7 日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
平成27年 6 月頃から平成31年 1 月頃までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容
被告人らは共謀の上、無登録で貸金業を営み、かつ、業として金銭の貸し付けを行っていたものであるが、借受人からの貸し付けの元金や法定の限度を超える利息を受領するに際し、被告人らが管理する私書箱に送付させ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した行為。
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - (1) 貸金の方法等
ア 金員を貸し付ける際、手数料を天引きしてから振り込む。
イ 返済について、被告人らが管理する下記(2)の私書箱に簡易書留により送付させる。
(2) 被告人らが管理していた私書箱
東京都新宿区高田馬場 3 丁目10番 5 号
SUN HOUSE NAKAMURA206号室 株式会社アシストプランニング
名義 東則忠、岡本真吾、加藤信男、サボテン、高橋圭、武田大樹、テクノ、樋口正樹、牧真二、松井明彦、松田伸介、松田シンスケ、松本智志、松本サトシ、三田吉平、森友弥、森田修、森田オサム、和光
- 5 開始決定の時ににおける給付資金の額 金264万78円（令和 7 年 9 月24日現在）
- 6 支給申請期間 令和 7 年11月 7 日から令和 7 年12月24日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
 - (1) 被告人の氏名 ①行方学、②大木信生、③坂田昇平、④平識祐輔
 - (2) 裁判所名 ①～④東京地方裁判所
 - (3) 裁判年月日 ①令和元年12月 2 日（令和元年12月17日確定）、
②～④令和元年11月29日（令和元年12月14日確定）

(4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人らは、共謀の上、都知事の登録を受けないで貸金業を営み、かつ、業として金銭の貸し付けを行っていたものであるが、その貸し付けに当たり、平成27年9月8日頃から同30年12月17日までの間、被害者5名に対し、口座に振り込み送金する方法で貸し付け、元金及び法定の限度を超える利息を受領するに際し、他人名義の私書箱に郵送させ、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した行為。

(罪名) 貸金業法違反、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反等

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1

東京地方検察庁犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 03-3592-5611（代表）内線3350、4392

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。